

令和4年10月1日改正

定 款

川崎汽船株式會社

大正8年4月5日	制定		昭和33年5月30日	改正
" 8年6月24日	改正		" 35年11月29日	"
" 9年4月30日	"		" 36年11月29日	"
" 11年4月29日	"		" 37年5月30日	"
昭和8年4月28日	"		" 37年11月30日	"
" 8年11月24日	"		" 38年4月1日	"
" 9年5月1日	"		" 39年2月28日	"
" 11年5月5日	"		" 39年11月27日	"
" 13年1月25日	"		" 43年11月29日	"
" 14年9月10日	"		" 44年11月28日	"
" 15年3月25日	"		" 49年5月30日	"
" 17年5月22日	"		" 50年5月30日	"
" 17年9月23日	"		" 53年6月29日	"
" 18年5月25日	"		" 57年6月29日	"
" 19年5月25日	"		" 61年6月27日	"
" 19年8月25日	"		平成2年6月28日	"
" 20年2月19日	"		" 3年6月27日	"
" 21年5月31日	"		" 6年6月29日	"
" 21年11月10日	"		" 13年6月28日	"
" 22年2月10日	"		" 14年6月27日	"
" 24年7月8日	"		" 15年6月27日	"
" 24年11月11日	"		" 16年6月29日	"
" 24年12月26日	"		" 17年6月29日	"
" 25年5月30日	"		" 18年6月26日	"
" 25年11月28日	"		" 21年6月24日	"
" 26年3月5日	"		" 27年6月24日	"
" 26年8月30日	"		" 29年10月1日	"
" 28年11月27日	"		" 30年6月21日	"
" 30年9月7日	"		令和3年6月23日	"
" 31年11月20日	"		" 4年6月23日	"
" 32年11月29日	"		" 4年10月1日	"

川崎汽船株式會社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は川崎汽船株式會社と称する。

2. 英文では Kawasaki Kisen Kaisha, Ltd. と記す。

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 海上運送事業
- (2) 陸上運送事業
- (3) 航空運送事業
- (4) 海上、陸上、航空運送事業の取扱業及び代理業
- (5) 海上、陸上、航空通し運送事業並びにその取扱業及び代理業
- (6) 船舶の売買
- (7) 港湾運送事業
- (8) 倉庫業
- (9) 損害保険代理業及び仲介業並びに生命保険募集に関する業務
- (10) 情報処理に関する事業
- (11) 不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介
- (12) 他の事業に対する貸付、保証及び投資
- (13) 旅行業
- (14) 宿泊施設・一般都市型ホテルの経営、賃貸借及び管理
- (15) 各種スポーツ施設・遊戯場等の娯楽施設の経営、賃貸借及び管理
- (16) 飲食店の経営、賃貸借及び管理
- (17) 労働者の派遣に関する事業及び人材紹介業

- (18) 海洋資源開発及びその支援事業
- (19) 液化ガス及びその他燃料に関する事業
- (20) 再生可能エネルギー及びカーボンニュートラルに関する事業
- (21) 温室効果ガス排出権の売買
- (22) 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を神戸市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、次の機関を置く。

取締役会

監査役

監査役会

会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は6億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式の株主名簿への記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、新株予約権原簿への記載又は記録その他株式に関する手続き及びその手数料並びに株主の権利行使に関する手続き等は、法令又は本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(開催地)

第14条 株主総会は、本店所在地である兵庫県のほか東京都において開催することができる。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長が定められていないとき又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は議決権を有する他の出席株主1名に委任してその議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(選 任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任は累積投票によらない。

(代表取締役及び特称取締役)

第23条 取締役会の決議をもって代表取締役若干名を定める。

2. 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第25条 取締役会の招集者及び議長については取締役会の決議をもって定める。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2. 取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第29条 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(選 任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役会及び常勤監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、全監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の招集者及び議長)

第36条 監査役会の招集者及び議長については、監査役の互選をもって定める。ただし、他の監査役が監査役会を招集することを妨げない。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第39条 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(選任)

第41条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

第 7 章 計算

(事業年度及び決算期)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第45条 期末配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

附 則

1. 現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第19条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

